

## ISO 推進者会議（IPC）会則

（名称）

第1条 本会の名称をISO 推進者会議とする。（略称 IPC：ISO Promoters Committee）

（目的）

第2条 本会はISO マネジメントシステムを組織内で有効に活用することを中心に、会員が抱えている諸問題の解決、新しい知識や技術の習得、そして会員のモラルアップと相互の親睦を図ることを目的として活動する。

（事業、事業年度）

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定例会：事例発表と討議、新知識導入のための研修などを行う。原則として偶数月に開催する。
- (2) 外部交流会：工場などを見学し、現地の人たちとの交流を行う。原則として年1回実施する。
- (3) 文殊の知恵サロン：原則として奇数月に開催し、定例会よりも自由度の高いテーマで意見交換を行う。
- (4) 専用ウェブサイト：会員の日常的な情報交換や意見交換を活発にするために、ホームページなどの専用ウェブサイト運営する。

2 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まる1年間とする。

（会員、事務局）

第4条 本会はQMS など組織のISO マネジメントシステムの構築・推進に関わっている人を中心に、第2条の目的に賛同する人（法人・個人）を特別な制約なしに会員として受け入れる。会員は年度はじめに年会費を支払う。

2 本会の事務局を、株式会社 創生（医療法人社団 SEISEN 内）に置く。事務局は、会員の入退会に関連した事務、年会費の請求と徴収、また専用ウェブサイトの運営などを担当する。

（会員の種別、会友）

第5条 本会の会員は法人会員を基本とし、別に個人会員を設ける。法人会員は年会費を所属組織が支払い、個人名を登録している会員で、人事異動等があった場合は登録者を交代させる。年会費を個人で支払っている人は、個人会員とする、法人会員も個人会員も、会員としての資格（権利・義務）に変わりはない。

2 事情により退会した旧会員（人事異動で交代した法人会員の旧登録者を含む）は、本人が希望すれば会友として処遇し、一部の行事への参加、専用ウェブサイトへのアクセスなどを（条件付きで）受け入れる。

（年会費、臨時会費）

第6条 本会の年会費は法人会員が ¥30,000/1人、個人会員は ¥24,000/1人 とする。法人会員で2名以上の会員名を登録する場合は、年会費として ¥15,000/1人 を加算する。

2 年度の途中で退会しても、支払済の年会費は返却しない。年度の途中から入会した場合は、入会前の経過月数に応じて当該年度の年会費を割り引く。

3 講演会、合宿研修会など特別な行事に際しては、臨時会費を徴収することがある。

（体験参加）

第7条 入会前に本会の雰囲気を知りたいと思う人は、任意の定例会に1回、無料で参加することができる。

(運営)

第8条 本会は会員の希望やニーズを満足させることに焦点を合わせて運用する。会員は本会の活動に関して積極的に発言や提案を行い、行事などの企画と運用に参画し、協力して本会の目的の実現を図る。

(世話人、幹事、幹事会)

第9条 本会は会員が主体的に考えて行動する形を基本として運用するが、そのような活動を支援し下支えするボランティア的な役職として、世話人若干名と幹事を置く。

- 2 世話人は、会員の中から希望者を中心に適任者を委嘱する。任期は2年とするが、再任は妨げない。
- 3 幹事は会員の管理、予算管理、外部交流会の開催準備などの面で事務局の業務を補佐し、またその一部を代行する。
- 4 世話人と幹事は、総会で選出する。
- 5 世話人、幹事、および事務局は日常的に必要な情報を交換し、また共有し、必要に応じて幹事会を開催するなどして、本会の運営が円滑かつ効果的に行われるように、協力して努力する。

(テーマ担当)

第10条 定例会では毎回適当なテーマを決めて事例報告や討議を行うが、その準備と、定例会当日の司会進行および記録の担当者として、会員の中から若干名に、当該定例会の「テーマ担当」の役割を分担してもらう。

- 2 テーマ担当は希望者を中心に、会員（世話人、幹事、事務局を含む）の中から、できるだけ負担が公平になるように、遅くとも前回の定例会終了までに、会員の互選により選任する。
- 3 定例会開始前には原則として幹事会を開催するが、テーマ担当はこの会に出席し、当日の定例会の進行予定と役割分担を確認し、世話人、幹事、事務局のメンバーと必要な打ち合わせを行う。

(総会)

第11条 年1回、原則として新事業年度最初の定例会の前に、総会を開催する。総会では過去1年間の活動を総括し、新年度の活動計画について合議決定するとともに、必要であれば世話人および幹事の改選を行う。

(会計)

第12条 本会の会計は事務局が管理し、毎月末の収支状況を定例会で報告する。事務局は事業年度末には決算を行い、次の総会で報告する。

(細則)

第13条 本会の運営に関する詳細については、別途細則でそれを定めることができる。細則は幹事会において起案決定し、直近の定例会でその経過と内容を報告する。

(会則の改訂)

第14条 会員は、会則の改訂を随時に提案することができる。提案内容は幹事会で検討し、結果を次の定例会で報告する。会則の改訂が必要になった場合は幹事会で改定案を作成し、会員の合意を得て改定する。

付 則 この会則は2020年6月26日から施行する。